



被保険者証の廃止 (マイナ保険証への移行)について



マイナ保険証への移行について

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が閣議決定・公布。

現行の健康保険証の発行については、**令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。**



【経過措置】

令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、**最長で1年間(※)使用可能。**

※経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は、その時点で失効する。

※県内の市町国保における発行済保険証の有効期間は令和7年7月31日までとなる予定。
(一括更新分として最後となる保険証は令和6年8月1日に発行)

【資格確認書】

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方等に対しては、保険者から**「資格確認書」**が交付(※)されるため、引き続き保険診療を受けることが可能。

※マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない方等については、本人の申請によらず保険者から交付される。(職権交付)

【資格情報のお知らせ】

マイナ保険証を保有している方等に対して、自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や70歳以上の負担割合変更時等に**「資格情報のお知らせ」**(※)が保険者より交付される。

※オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等で、マイナ保険証と併せて提示することにより、受診可能になる。

マイナ保険証の利用促進に向けた取組について

第174回社会保障審議会医療保険部会資料 抜粋(一部加工)

国が先頭に立って、医療機関、薬局、**保険者(県含む)**、経済界が一丸となり、より多くの国民の皆さまにマイナ保険証を利用し、メリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じて**マイナ保険証の利用促進を行っていく**。

【県としての取組】

(これまで)

- ・市町や医療機関を通じての呼びかけ
- ・ホームページ、SNS(LINE)での周知
- ・新聞広告での周知

(今後の方向)

- ・医療機関や保険者等が集まる場を活用した周知願



(参考)

令和6年4月末時点のマイナ保険証利用率について、

- ・都道府県別＝「**石川県**」が**全国3位**(10.1%)
- ・施設類型別＝県内の「**病院**」が**全国3位**(18.8%)、
「**薬局**」が**全国1位**(10.1%)

だったことから、**県を含む4団体が、国(厚労省)より表彰を受けた。**

開催日: 令和6年7月17日(水) @石川県庁 特別会議室

出席者: <表彰者> 国: 濱地厚生労働副大臣

<被表彰者> 石川県、石川県病院協会、石川県医師会、石川県薬剤師会



マイナ保険証移行に係るスケジュール（予定） ※本県市町国保の場合

